

健難発 1227 第 1 号
平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について
（最終的な対応方針）

難病対策の推進については、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）(23)(ii)に掲げる各検討項目については、平成28年11月8日に提案府県に対して第1次対応案の意見照会を行い、同年12月7日には提案府県を含めた全ての都道府県に対して第2次対応案の意見照会を行いました。また、第2次対応案の中では、難病の医療に関する事務の負担の軽減が図られるよう、弊省からの提案もありました。

今般、これらの意見照会の結果寄せられた御意見等を踏まえ、別紙のとおり対応することとしたため、通知いたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(23)(ii)への対応

1 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減

(1) 住民票

ア 対応

住民票の添付については、削減しない。

イ 理由

支給認定患者と同一の世帯であることを確認するために必要となるため。

(2) 介護保険証の写し

ア 対応

介護保険証の写しの添付については、本通知の発出日以降、削減することができるものとする。

なお、難病患者が窓口申請に訪れた際には、介護保険や障害者総合支援法の認定の有無を確認し、状況に応じて担当窓口を紹介するなど、難病患者が必要なサービスを受けられるよう配慮をお願いしたい。

イ 理由

介護サービスを受けられる資格を都道府県が必ずしも確認する必要はないため。

2 指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止

(1) 指定医療機関の名称

ア 対応

指定医療機関の名称については、平成30年度に、医療受給者証への記載を廃止することについて検討する。

検討に当たっては、患者団体からの意見聴取や受診動向等の調査を実施し、指定医療機関の名称の記載を廃止することによる、重複受診による適量を超える服薬等の想定されうる課題が生じる可能性や、良質かつ適切な特定医療の提供への影響等を踏まえる。

イ 理由

医療受給者証に指定医療機関の名称を記載することは難病の患者に対する医療等に関する法律で定められたことであり、記載の廃止を検討するためには、原則、同じ医療機関において医療行為を行うことで、責任の所在を明確にし、受診者が適切な医療を受けられるようにするというその趣旨を踏まえて難病患者への影響を検討する必要があるため。

(2) 医療保険の所得区分

ア 対応

医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は廃止しない。

なお、医療保険の所得区分照会への迅速な回答や、所得区分変更の際の連絡については、種々の機会を捉まえて関係部局と共に保険者に対する周知を図るよう努める。

イ 理由

医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべきという考えは、本来であれば全ての公費負担医療制度を貫く基本的考え方であるべきであり、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度は他制度より先んじてこの考え方に則って制度を運用しているものである。

医療受給者証への記載廃止に多くの意見が寄せられたが、医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がないことから上記対応とする。

また、保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。

3 支給認定の有効期間の延長

(1) 対応

支給認定の有効期間の延長は行わない。

(2) 理由

難病の病状の変化を把握することは難病研究に必要不可欠であり、また、難病は病状が日々変化するため、指定特定医療を受けることの必要性を適切に確認する必要があるため。

指定医が都道府県を越えて転勤した場合に生じる取扱いの変更
(厚生労働省からの提案事項)

ア 対応

取扱いは変更しない。

イ 理由

一部の都道府県より、取扱い変更による事務量の増加、混乱等を理由とした反対意見があったため。